

議案第19号

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について

次のとおり三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年3月8日

三朝町長 吉田秀光

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三朝町条例第32号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合（施行日前の公務上又は通勤による負傷又は疾病により施行日後に障がいの状態となり、又は死亡した場合を含む。）におけるこれらの災害に係る補償については、この条例による廃止前の三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。